

個別指導計画・学校生活支援シートの作成・**活用の推進**に向けて



次期の到達目標

作成が必要な児童・生徒に対しては、保護者と共に100%の作成を目指す。

- 東京都特別支援教育第二期・第一次実施計画に、「令和8年度までに、作成が必要な児童・生徒のいる学校のうち、作成済みの学校の割合を100%目指す」と記載【本人及び保護者が作成の必要性を理解したうえでそれでも希望しない場合を除く】
- 本市は、特別支援学級・特別支援教室・通級指導学級の個別指導計画の作成率は小中学校とも100%となっているが、「特別支援学級の学校生活支援シートの作成率が100%でない」、「通常の学級において、“学校は作成が必要と考えつつも、作成に至っていない児童・生徒”が、小学校・中学校とも多い」という現状にある。

今期の取組内容

- ・個別指導計画・学校生活支援シートの作成の重要性に関する研修の実施
- ・通常の学級及び特別支援教室・通級指導学級用の個別指導計画統一様式の作成・修正
- ・手立てに関する研修会（校長・副校長・担任等）の実施

「作成が必要な児童・生徒」の基準を明確にする

- 特別支援学級（知的・情緒）の全児童・生徒
 - 通級による指導（特別支援教室・難聴言語障害）の全児童・生徒
 - 通常の学級において、各校が「ピアティーチャー」の活用を申請した際の、対象として記載の全児童・生徒
 - 通常の学級において、各校が巡回相談を申請した際の対象として記載の全児童・生徒
 - 就学相談の過程でいわゆる「不一致」の児童・生徒
- （注：下線部は学習指導要領において、作成が必須と示されている児童・生徒）

学校（教員）の取組の共有

- 各校の優れた取組や教員の優れた取組が一過性のものとならないように、市全体（各小中学校）で共有する。
 - ・校長のリーダーシップ及び校内委員会の活用が不可欠であること
 - ・適切な指導及び必要な支援のために、「具体的な手立て」を掲げ、学校全体で取組を進めること

改善の視点

次期多摩市特別支援教育推進計画（令和3～7年度）の各年度の主たる取組（案）

令和3年度

- 【学校生活支援シート】
 - ・多摩市共通の「学校生活支援シート」の共通様式の作成
- 【個別指導計画】
 - ・知的障害学級共通の「個別指導計画」の共通様式に関する検討委員会を実施（知的障害学級の設置校長・特別支援学級担任等を委員とする）。2学期までに共通様式を検討し、翌年度からの新様式による作成の準備を行う。

ハード面の整備

令和4・5・6年度

- 【学校生活支援シート】
 - ・学校生活支援シートの作成と活用に関して、組織的な取組を推進している教員の優れた取組事例を特別支援教育コーディネータ研修会等で共有する機会を設定→全小・中学校での推進を促す。
- 【個別指導計画】
 - ・具体的な「手立て」を明記し、教育活動に生かしている教員の取組事例を定例校長会や特別支援学級担任研修等で周知するとともに、当該教員を委員として「実践事例集」を作成する。

※電子化・保存方法等についての研究・検討を令和3年度から7年度にかけて実施する。

令和6・7年度

- 【学校生活支援シート】
- 【個別指導計画】
 - 東京都教育委員会が都計画で示した「100%の作成」に向け、令和6年度国調査において、著しく作成率が低い学校に対して、「作成・活用向上案」の作成を依頼。

ソフト面の整備